

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。